

弘前市わたしのアイデアポスト設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等から寄せられた意見、提案、要望及びその他これらに類するもの（以下「意見等」という。）を市の行政運営に反映させるとともに、市と市民との協働によるまちづくりを進めるため、わたしのアイデアポストを設置し、その運用に関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において「わたしのアイデアポスト」とは、次の各号に掲げる場所に設置するわたしのアイデアポスト及び、市ホームページに設置するWEB版・わたしのアイデアポストをいう。

- (1) 市役所総合案内
- (2) 岩木総合支所総務課
- (3) 相馬総合支所民生課
- (4) 市民課駅前分室
- (5) 市民課城東分室
- (6) 東目屋出張所
- (7) 船沢出張所
- (8) 高杉出張所
- (9) 裾野出張所
- (10) 新和出張所
- (11) 石川出張所

(意見等の提出)

第3条 意見等を提出する者（以下「提出者」という。）は、次の各号に掲げる方法により、意見等を提出するものとする。

(1) わたしのアイデアポスト投書用紙（様式第1号。以下「投書用紙」という。）及び、任意の用紙に意見等を記入し、わたしのアイデアポストに投函、または市へ郵送、持参、ファクシミリにより送信する方法

(2) WEB版・わたしのアイデアポスト入力フォームから送信する方法

2 意見等に関し、個別回答（以下「回答」という。）を求める者は、前項による方法にて意見等を提出する際、回答を希望する旨の意思表示、氏名及び住所等を明記しなければならない。

(意見等の取扱い)

第4条 市長は、前条第1項の方法により提出された意見等を受け付けた場合において、回答を希望する旨の意思表示があったときは、原則として15日以内に当該提出者に対し、郵便又は電子メールにて回答するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する意見等については、回答しないものとする。

- (1) 特定の個人、団体等の誹謗中傷又はプライバシーに関するもの
- (2) 営利を目的としたもの

- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 社会的差別を助長するもの
- (5) 係争中のもの、又は調停中のもの
- (6) 市が所管しない事項又は団体等に関するもの
- (7) その他市政に直接関係ないものなど
- (8) 住所、氏名の記述がないもの又は虚偽と思われるもの
- (9) 記載内容が不明瞭又は判読できないもの
- (10) 意見等の趣旨が不明なもの
- (11) 同一の差出人によるもので、同一の内容について回答を行ったもの
- (12) 同一もしくは類似の趣旨の繰り返しであるもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、回答することが適当ではないと市長が判断したもの

(公表)

第5条 市は、提出者が非公表を希望する場合を除き、意見等の要旨及びその回答を匿名にて公表するものとする。ただし、意見等の内容が前条各号に掲げるものであるときは、この限りでない。

2 公表は市ホームページで行うほか、第2条各号に掲げる場所及び、市情報公開コーナーに一覧集を設置して行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、わたしのアイデアポストの設置に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。